

事業の背景・内容

○事業の背景と必要性

東京電力福島第一原子力発電所事故において、要配慮者が十分な準備の無い中で、無理な避難を実施したために亡くなられたという重大な教訓を踏まえ、避難準備が整うまでの間、要配慮者等の被ばくのリスクを下げながら、一時的な屋内退避を行うための施設等の整備が必要。

また、原子力災害対策指針に基づき原子力災害時の医療体制の確保に際しての原子力災害拠点病院等の施設整備や原子力災害時に必要となる緊急事態応急対策等拠点施設（OFC）の整備等が急務。

更には能登半島地震を踏まえ、大規模な自然災害と原子力災害との複合災害時において、孤立が生じた指定避難所でも屋内退避を継続できる環境を整備するための備蓄物資の充実を図ることが必要。

○事業の主な内容・実施項目

<放射線防護対策事業>

- ・概ね10km圏内の要配慮者等の屋内退避施設及び現地災害対策拠点施設への放射線防護対策
- ・UPZ内の孤立化のおそれのある屋内退避施設への放射線防護対策

<指定避難所備蓄物資補強支援事業>

- ・複合災害時に孤立する恐れのある指定避難所への備蓄物資の補強

<原子力災害医療施設等整備事業>

- ・原子力災害拠点病院等としての活動に必要な施設・設備等の整備

<緊急事態応急対策等拠点施設整備事業（OFC整備事業）>

- ・OFCに係る設備等の要件に関するガイドラインへの準拠に伴う整備等

等

事業のスキーム

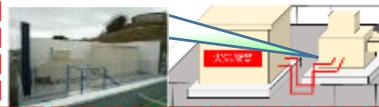
国

定額を交付

立地道府県等

放射線防護対策

【非常用発電設備の設置】



【陽圧化装置の設置】



【資機材・物資の整備】

【気密性・遮蔽性の確保】

指定避難所備蓄物資補強支援



原子力災害医療施設整備



OFC整備

緊急事態応急対策拠点施設
 (OFC：オフサイトセンター)

